

## 今期から強制適用開始

# グループ通算制度に係る 会計処理・開示上の留意点

有限責任あずさ監査法人  
公認会計士

藤田 晃士

### はじめに

● 3月決算企業では、実務対応報告42号が2022年6月第1四半期より初めて強制適用となる。これに伴う会計処理および開示への影響を検討しておく必要がある。

【この章のエッセンス】

● グループ通算制度への移行パターンには、連結納税制度からの移行と単体納税制度からの移行がある。また、実務対応報告42号の適用パターンには、2022年3月期に早期適用していた場合と、本四半期より原則適用する場合とがある。本四半期決算における会計処理および開示への影響は各パターンにより異なる。

2020年3月27日に成立した

「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律8号）（以下、「改正法人税法」という）において、従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行することとされた。また、2021年8月12日、実務対応報告42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下、「実務対応報告42号」という）が公表され、グループ通算制度を適用する場合における法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示の取扱いが定められた。

グループ通算制度および実務対応

報告42号は、2022年4月1日以後に開始する事業年度から適用が開始されており、グループ通算制度へ移行し実務対応報告42号を原則どお

## 実務対応報告42号の概要

### グループ通算制度の概要

連結納税制度が企業グループ全体を1つの納税単位とする制度であるのに対して、グループ通算制度は、企業グループ内での損益通算等の調整を可能としながら、企業グループ内の各法人を納税単位とする制度である。これにより、損益通算等のメリットを享受しながら、連結納税制

り適用する3月決算企業においては、この6月末に適用開始後最初の四半期決算を迎えることになる。

本章では、実務対応報告42号の概要と、実務対応報告42号を早期適用している場合および原則適用している場合それぞれの適用パターン別の実務上の留意点について、連結納税制度を適用している企業がグループ通算制度に移行する場合と単体納税制度を適用している企業がグループ通算制度に移行する場合とに分けて解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

度と比べて事務負担の軽減を図ることが可能とされている。

### 実務対応報告39号 および42号の概要と 適用関係

税効果会計を適用するにあたっては、決算日において国会で成立している税法に規定されている方法に基づいて計算を行う必要があるが、企業会計基準委員会より、実務対応報